

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会 現状と課題等に関するWG これまでの議論

平成 29 年 4 月

これまでの議論(郵便サービスの種別①)

1 日本郵便(株)のヒアリング

(平成28年9月13日) で示された課題

○郵便サービスの種別

1 物数の減少

平成13年度をピークに一貫して減少傾向。一方で、配達箇所数は横ばいであることから、物数の減少が営業費用の減少につながりにくい。

2 コスト増

大型郵便物（定形外）が近年増加の傾向。また、郵便物の厚さが3cmを超えると持戻率が急増。

【定形外の取扱通数】
平成25年度 9.6億通
平成26年度 10.2億通
平成27年度 11.3億通

【平成26年の持戻率※】
・3cm以下 0.5%
・3cm超 14.3%
・全体 1%

※平成26年日本郵便(株)の調査結果（ゆうパケット及びゆうメールの配達状況を調査）

3 第二種の赤字

第二種郵便物は平成25年度から平成27年度まで大幅な赤字を計上。

平成25年度	平成26年度	平成27年度
▲39億円	▲215億円	▲294億円

2 WGにおける構成員の主な意見

- 第一種郵便物の黒字だけでは、他の郵便物の赤字を賄うことができないというトレンドになるなら値上げしか選択肢はない。
- 二種は、年賀とその他と料金を分けてもよいのではないか。
- 郵便物が大型化し、コスト増になっているなら、料金設定を見直しでもいいのではないか。
- ユニバーサルサービスのコストを賄うためには企業努力を踏まえても値上げが必要であることの説明が必要。
- ユニバーサルサービスの維持に係るコスト負担について、一層の情報公開をすることも考えられるのではないか。

3 WGとしての整理（平成28年12月16日）

- 日本郵便(株)の経営の取組として、経営効率化による一層のコスト削減、新商品・サービス開発等による収益拡大に継続的に取り組むことが前提ではあるが、現状の収支構造を踏まえると、ユニバーサルサービスを安定的に提供する観点からも、郵便料金の見直しによる収支改善、経営基盤の強化も選択しうる方策ではないか。

<留意すべき事項>

- ① 経営効率化や収益拡大等の継続的な取組が必要。
 - ② 料金の見直しによる郵便物の需要減を考慮。
 - ③ 第二種郵便物の利用構造や収支構造にも配慮。
 - ④ 大型郵便物でもコスト増となっていないものについて配慮。
 - ⑤ 収支状況について、一層の情報開示が必要
 - ⑥ 手紙文化の重要性に配慮した様々な選択肢の検討
- 郵便物の種類別等に応じた収支構造や相互の負担構造とユニバーサルサービスの維持・提供に係る透明性を確保する観点からも、情報開示とその制度的な担保について検討が必要。

これまでの議論(郵便サービスの種別②)

4 その後の動き

- 平成28年12月22日に日本郵便(株)から総務省に郵便料金の見直しの届出が行われ、本年6月1日から第二種郵便物や定形外郵便物などの料金が改定される予定となっている。

<郵便料金の見直しの概要>

- ・ 第二種郵便物の料金を値上げ(通常はがきは52円⇒62円)。ただし、年賀はがきの料金は据え置き。
- ・ 定形外郵便物の料金を郵便受箱投函に適した規格に収まるか否かにより分けて設定し、規格内に誘導。

- 本年3月31日に郵便法施行規則が改正され、日本郵便(株)の収支状況にかかる具体的な区分が明確化※されることとなった。

※内国郵便:第一種～第四種、義務的特殊取扱及び任意の特殊取扱の6区分、国際郵便:通常、小包、EMSの3区分



5 今後のWGとしての論点事項

- 郵便料金の見直しの収支等に与える影響について

(参考)WGにおける構成員のご発言(第7回WG(平成29年1月24日))

- ・ (郵便料金の見直しについては)本ワーキンググループにおけるこれまでの議論や整理に、おおむね沿った形になっているのではないかと思う。
- ・ 料金の見直しによる今後の影響については、本年6月1日の予定である料金改定実施以降の動きを我々としても注視していくたいと考えている。

- 日本郵便(株)の収支状況にかかる情報開示について

これまでの議論(政策的低廉料金サービス①)

1 日本郵便(株)のヒアリング (平成28年9月13日)で示された課題

○政策的な低廉料金サービス [第三種・第四種]

1 制度の社会的意義

- ・定期刊行物の郵送購読者の負担軽減（第三種）
- ・公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由（第三種）
- ・盲人の福祉の増進（点字・特定録音物等）

2 環境の変化

- ・教育の普及・教育教材や教授方法の多様化（通信教育用）
- ・農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加（植物種子）
- ・学術研究に関する議論・発表の手法の多様化（学術刊行物）

3 赤字体質

第三種、第四種とも構造的な赤字。

第三種：平成27年度 ▲67億円

第四種：平成27年度 ▲11億円

4 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種郵便物に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターの設置（正社員9名、期間雇用社員15名）。

2 WGにおける構成員の主な意見

- 政策的な意義が薄れているものもあれば、現在もなお政策的な低廉料金を堅持する必要があるものもあり、個々の制度の意義について精査することも必要。
- 心身障害者用サービスには無視できない需要が引き続きあり、それには答えていくべきだと思う。
- 社会福祉目的とそれ以外で分けて考えるべき。
- 日本郵便(株)は民営化したので、第四種郵便物の料金は、コストに見合った料金に改定すべき。
- 各省へヒアリングする機会を設けていただきたい。

WGの今後の進め方（平成28年12月16日）

- 政策的低廉料金サービスである、第三種・第四種郵便物については、年明け以降、関係省庁等へのヒアリングなどを踏まえて、引き続き、本ワーキンググループにおいて、検討・整理を実施する予定。

これまでの議論(政策的低廉料金サービス②)

4 その後の動き

- 平成29年1月に、本WGにおいて関係省庁から第三種・第四種郵便物の必要性等についてヒアリングを行ったところである。
(資料1-1参照)

<関係省庁ヒアリング>

- ・ 心身障害者用低料第三種及び点字・特定録音物等(第四種)：厚生労働省
- ・ 農産種苗(第四種)：農林水産省
- ・ 通信教育(第四種)：文部科学省、厚生労働省
- ・ 学術刊行物(第四種)：文部科学省

(注)新聞・雑誌等の定期刊行物(第三種)については、日本郵便㈱から課題として示されていなかったことなどもあり、ヒアリングは行っていない。

5 今後のWGとしての論点事項

- 関係省庁ヒアリングの結果を踏まえた今後の第三種・第四種郵便物の扱いについて

(参考1)関係省庁ヒアリングの概要

各省からは、郵送料に係る予算措置等については対応が困難であること、紙でのやりとりの必要性、ニーズ等があり必ずしもICTで代替できるものでないこと、仮に低廉料金を見直すこととなった場合はその影響は大きく現行水準を維持すべきであるといった旨の意見などが示された。

(参考2)ヒアリングにおける委員の主な意見

委員からは、制度理念(政策目的)を実現するための低廉料金の必要性の度合いや全体利用者数などの(定量的な)数字が必要であること、各省で予算措置もせずに一民間事業者である日本郵便㈱に負担させることはいかがなものかということ、低廉料金を(コストに見合った料金に)見直すこととなった場合の影響がどの程度であるかということ、他のメール便やICTによる代替措置を考慮した検討が必要であるといった旨の意見などが示された。

【心身障害者用低料第三種および点字・特定録音物等】

- ・ 障害者は情報弱者が多くなりがちなため、意義のある制度だと思う。
- ・ ニーズが存在する点は異論がないと思う。

【通信教育】

- ・ 通信教育の制度の理念を実現するための第四種郵便物の必要性の程度について教示いただきたい。高い公共性があるのであれば、一民間事業者に負担を負わせていいのか疑問である。
- ・ 通信教育利用者がどの程度いて、郵便料金をどの程度負担しているかが全く分からず、検討しようがない。
- ・ (コストに見合った価格設定について)どの程度であれば制度を維持できるのか。第四種郵便物が相当な重要度を占めているものがあればご説明いただきたい。

【農産種苗】

- ・ 種苗や農業設備の引き下げであれば分かるが、郵送料の引き下げは民間活力の活性化につながっていないと思う。
- ・ 郵送料が負担になっているのかもう少し説明をしていただきたい。
- ・ 農林水産省としてこの政策を推進するために、郵送料を補助してもいいのではないか。

【学術刊行物】

- ・ 低廉な料金が(学術刊行物の)電子化を阻害している。画像を自分のプリンタで打ち出せば済む話。
- ・ 学会の会費で学術刊行物を賄っているが、印刷代がほとんどを占めている。郵送代は少額。
- ・ メール便は相対で第四種より安い料金の場合もあることを考慮して検討する必要がある。

これまでの議論(郵便法に定める認可・届出①)

1 日本郵便(株)のヒアリング (平成28年9月13日)で示された課題

○郵便法に定める認可・届出

1 郵便料金の認可・届出

試行的役務についても料金届出が必要（料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし）。

2 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮詢の手続を経る必要。

3 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

4 郵便認証司

郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

2 WGにおける構成員の主な意見

- 原則として不要な規制や認可ではなくして、事業体がイノベティブな方向に向かえればいいと思う。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が軽微なものについては、料金規制等についても日本郵便(株)の負担軽減を検討すべき。
- 委託の規制については、日本郵便(株)から業務委託の具体的なニーズを確認した上で、検討すべき。
- 現在の郵便認証司制度を前提とすると、報告頻度等を見直す余地はあるのではないか。
- 郵便認証司制度は廃止すべき。
- 現在の認証司制度が最も低廉なコストである可能性もあることから制度の必要性については慎重な検討が必要

3 WGとしての整理 (平成28年12月16日)

郵便法に基づく認可・届出等に係る日本郵便(株)の事務的負担の軽減を図るために、必要な見直しの検討を行っていくべきではないか。

1 試行サービスに係る料金及び郵便約款

国民生活等への影響が小さい試行サービスの料金規制の見直し、約款認可を不要とする軽微事項の見直しを検討。
試行サービスの料金規制の考え方については今後検討。

2 郵便業務管理規程の認可申請手続

利用者の利便確保等を前提とした、郵便切手等の料額印面に係る記載事項や認可基準の見直しを検討。

3 郵便の業務の一部委託に係る手続

定型的で多数の者への委託が想定される業務を日本郵便(株)に確認の上、基準認可の可否について今後検討。

4 郵便認証司制度に係る手続等

罷免等に必要な報告等の手続きの見直しを検討。
制度の在り方は、制度創設趣旨等を踏まえ、今後検討。

これまでの議論(郵便法に定める認可・届出②)

4 その後の動き

- 「3 WGとしての整理」で示された事項のうち、省令にかかるものについて、本年3月31日に郵便法施行規則の改正が行われた。

<改正の概要>(資料2参照)

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (1) 試行サービスに係る料金規制及び郵便約款 | (3) 郵便業務の一部委託 |
| ・ 事後届出となる料金の対象範囲の拡大 | — |
| ・ 郵便約款の認可が不要となる対象範囲の拡大 | |
| (2) 郵便業務管理規程 | (4) 郵便認証司 |
| ・ 郵便料金の改定に伴う関連手続きの廃止 | ・ 郵便認証司の兼業承認を不要とする対象範囲の明確化 |
| | ・ 郵便認証司の罷免に係る報告の頻度の見直し※(毎月1回→半年に1回)) |
- ※報告の頻度の見直しは、省令ではなく通知により措置

5 今後のWGとしての論点事項

- 「3 WGとしての整理」で示された事項のうち、今回の郵便法施行規則の改正により措置された事項以外の事項について

1 日本郵便(株)のヒアリング (平成28年9月13日)で示された課題

○郵便局ネットワークの現状

過疎地における郵便局ネットワークの維持

日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題と認識。

	民営化時(H19.10)	H28.6末
郵便局数	24,540局	24,453局【▲87局】
直営局	20,241局	20,165局【▲76局】
簡易局	4,299局	4,288局【▲11局】

2 WGにおける構成員の主な意見

- ユニバーサルサービスは義務であるが、ブランドでもあるので頑張ってほしい。
- 高齢者の見守り、買い物支援等は地方の要望度合いが高い。
- 直営局を簡易局にすること、見守りサービスや自治体との連携サービスなどを少し幅広に検討していただきたい。
- 郵便局で多様なサービスを行うことで、郵便事業に係る固定費用を軽減でき、地域にも貢献できると思うので積極的に頑張っていただきたい。

3 WGの今後の進め方 (平成28年12月16日)

- 地域における郵便局ネットワークの維持については、年明け以降、本ワーキンググループにおいてさらに議論を深めていくこととする。

4 その後の動き

<平成29年3月の議論における委員の主な意見>

- 郵便局の概念として、機能をとらえて出張サービスや移動郵便局も可能ではないのか。
- 行政と郵便局の機能は親和性があるので、自治体連携を進め、地方公共団体の一部を簡易郵便局化するというアイデアもあるのではないか。
- 郵便局の運営が厳しくなる時期に、どういうレベルでサービス機能を維持するのか、設置基準をどうするのか、いつ限界を迎えるのかについて情報をもって対応していくことが必要。
- 過疎地では郵便局の統廃合により広域化し、配達員の負担が大きくなっていると感じるので、コスト削減策によってさらに負担が大きくならないようにしてほしい。
- 簡易郵便局をやりたい人と地域のニーズのマッチングの仕組みを作るべき。
- 新しい簡易郵便局のモデルを日本郵便が行政と共に検討し、提示するべきだと思う。
- (簡易郵便局の)委託手数料は全国一律のようだが、3事業やらないと生計が立てられないので、もう少しモチベーションを上げられるような仕組みを考えるべきと思う。
- 簡易郵便局の運営が今後立ち行かなくなる可能性がないわけではなく、民間会社の日本郵便ではできない部分については地方公共団体とコストをシェアすることも必要だと思う。
- (直接的な支援措置について)郵便局ネットワークは日本郵便が各種事業の収益で賄われ維持されることになっており、そこに国や地方公共団体が支援するというのは違和感がある。会計分離すれば、ネットワーク部分への支援もありうるかもしれないが、それだと日本郵便にかなりの裁量が生じることになる。
- 規制当局として、(日本郵便が)どちらに転ぶにしても、ユニバーサルサービスコストについてはより詳細なデータを持っておくことが必要。